

議員提案条例の検証の実施について(正副委員長案)

議員提案条例の検証とは…

ミッションロードマップ 2019 に掲げられた実行テーマに基づき、政策検討会議での協議を経て制定された検証手法であり、議員提案の条例や執行部への提言の実施状況等を継続的に検証することで、条例等の内容が社会情勢の変化等に即したものとすることを目的として、4年に一度、議員任期3年目にあたる年に実施している。

検証対象は執行部による執行が前提の議員提案条例(現時点で「子どものいじめの防止に関する条例」、「災害等対策基本条例」、「がん対策推進条例」が対象)のほか、「政治倫理条例」「議会基本条例」と定めている。このうち、「議会基本条例」のみは議員任期4年目に実施するとされているが、前回実施は議員任期4年目の令和4年度にすべての条例に対して検証を実施した。

2回目の実施について

議員任期3年目である令和7年度に2回目の検証を行うスキームとなっているが、前回の検証から3年しか経過しておらず、社会情勢の変化や条例の効果などを見極めるサイクルとしては短いのではないかと考えられる。

加えて、検証対象である「政治倫理条例」及び「議会基本条例」については、ミッションロードマップ 2023 の実行テーマである「大津市議会における議会改革の取組の検証」の取組として今年度検証を実施したところである。

➡ ついては、本検証スキームにおいて予定されていた令和7年度、令和8年度の検証は実施せず、より効果的な検証を実施するため、一定の期間が経過したのちに実施を検討することとしてはどうか。